

報告第16号

令和2年度一関市水道事業会計予算継続費の精算の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、継続費の精算につき、別紙のとおり報告する。

令和3年8月17日提出

一関市長 勝 部 修

令和2年度一関市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画			実績				比較				
				年割額	左の財源内訳			支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と支払義務 発生額の差	左の財源内訳		
					企業債	当年度 損益勘定 留保資金	水道事業 収益		企業債	当年度 損益勘定 留保資金	水道事業 収益		企業債	当年度 損益勘定 留保資金	水道事業 収益
1	1	脇田郷浄水場中央監視制御設備更新事業	元	円 90,000,000	円 90,000,000	円 9,000,000	円	円			円 90,000,000	円 90,000,000	円 9,000,000	円	
			2	90,000,000	90,000,000	9,000,000	123,750,000	111,300,000	12,450,000		△ 33,750,000	△ 21,300,000	△ 3,450,000		
			計	180,000,000	180,000,000	18,000,000	123,750,000	111,300,000	12,450,000		56,250,000	68,700,000	5,550,000		
		本町浄水場整備事業	元	322,500,000	322,500,000	32,250,000						322,500,000	322,500,000	32,250,000	
			2	533,520,000	533,520,000	53,352,000	771,185,800	694,000,000	77,185,800		△ 237,665,800	△ 160,480,000	△ 23,833,800		
			計	856,020,000	856,020,000	85,602,000	771,185,800	694,000,000	77,185,800		84,834,200	162,020,000	8,416,200		

報告第17号

自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年8月17日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月9日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 78,210円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として78,210円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市藤沢町
個人

4 事故の概要

令和3年5月17日午前10時20分頃、藤沢町藤沢字町裏地内において、藤沢文化センターの職員が駐車場から国道456号に出るために公用車を後退させた際、後方を十分確認しなかったため、国道456号に停車していた相手方車両の後部左側部分に衝突し、破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月22日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 487,830円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として487,830円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市中央町二丁目4番2号
医療法人三秋会
理事長 長 澤 茂 氏

4 事故の概要

令和3年6月4日午後2時5分頃、山目地内の相手方施設の駐車場において、一関図書館の職員が移動図書館車を駐車した際、サイドブレーキを引かずに降車したため、移動図書館車が前方に動き出し、同駐車場に駐車していた相手方車両のフロント左側部分に衝突し、破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

報告第18号

一関市一般会計に係る債権の放棄の報告について

一関市債権管理条例（平成27年一関市条例第30号）第13条第1項の規定により、一関市一般会計に係る債権の放棄をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月17日提出

一関市長 勝 部 修

令和2年度 一関市一般会計債権放棄報告書

1 放棄した債権

名 称	放棄の事由	債権発生年度	件 数	金額(円)
市営住宅使用料	生活困窮 (条例第13条第1項 第1号)	平成5年度	1	67,400
		平成6年度	1	198,000
		平成7年度	1	181,500
		平成8年度	1	198,000
		平成9年度	1	198,000
		平成10年度	1	138,000
		平成11年度	1	135,600
		平成12年度	1	133,200
		平成13年度	1	132,000
		平成14年度	1	129,600
		平成15年度	1	127,200
		平成16年度	1	124,800
		平成17年度	1	124,800
		平成18年度	1	124,800
		平成19年度	1	124,800
		平成20年度	1	124,800
		平成21年度	1	321,600
		平成22年度	1	124,800
		平成23年度	1	290,400
		平成24年度	1	283,200
		平成25年度	1	124,800
		平成26年度	1	297,600
		平成27年度	1	320,400
		平成28年度	1	319,200
		平成29年度	1	312,000
		平成30年度	1	309,600
		令和元年度	1	309,600
小 計			27	5,275,700

私会計学校給食費	時効 (条例第13条第1項 第3号)	平成14年度	1	34,500
		平成16年度	1	30,000
		平成18年度	4	105,670
		平成19年度	3	95,687
		平成20年度	3	129,200
		平成21年度	1	33,600
		平成22年度	5	177,126
		平成23年度	1	86,000
		平成24年度	6	295,199
		平成25年度	7	452,650
		平成26年度	9	569,843
		平成27年度	6	301,776
		平成28年度	2	81,610
		平成29年度	3	64,867
小計		52	2,457,728	
合計		79	7,733,428	

2 債権を放棄した日 令和3年3月31日

報告第19号

一関市水道事業会計に係る債権の放棄の報告について

一関市債権管理条例（平成27年一関市条例第30号）第13条第1項の規定により、一関市水道事業会計に係る債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月17日提出

一関市長 勝 部 修

令和2年度 一関市水道事業会計債権放棄報告書

1 放棄した債権

名 称	放棄の事由	債権発生年度	件 数	金額(円)
水道料金	時効 (条例第13条第1項 第3号)	平成17年度	1	37,522
		平成18年度	1	578,822
		平成19年度	1	621,532
		平成20年度	2	367,797
		平成21年度	2	248,959
		平成22年度	3	301,475
		平成23年度	5	512,664
		平成24年度	2	147,566
		平成25年度	4	301,728
		平成26年度	18	222,626
		平成27年度	45	424,957
合 計			84	3,765,648

2 債権を放棄した日 令和3年3月31日